

III 農業經營基盤強化促進対策

平成22年度	平成23年度
<p>(1) 経営対策</p> <p>県単補助金事業</p> <p>○<u>元気のでるみやぎの担い手育成・確保推進交付金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手総合支援推進事業費 (農業経営基盤強化促進事業) (事業実施主体：地域・県担い手協議会) ・青年農業者育成確保推進事業 (事業実施主体：財団法人みやぎ農業担い手基金) <p>(以下国庫関連事業)</p> <p><u>経営体育成交付金</u></p> <p>(整備事業)：担い手育成・確保整備費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規就農者補助 ○融資主体型補助 ○集落営農補助 ※高生産性農業用機械の新規導入 ○共同利用施設補助 ，乾燥調製貯蔵施設・地域食材供給施設等 (整理合理化計画の策定に基づく) <p><u>農畜産業等機械リース支援事業(経営体育成型)</u></p> <p>○<u>農業主導型6次産業化整備事業(新規)</u> 農業法人等が農業生産のみならず、加工・流通・販売など、農業サイド主導の経営の6次産業化に取り組む場合に必要加工機械の導入や販売施設の整備等を支援</p> <p>(2) 農地流動化対策</p> <p>○<u>農地利用集積事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地利用調整活動支援事業費 (2) 農地引受支援事業 (3) 市町村活動推進事業 <p>(3) 耕作放棄地再生利用緊急対策(新規)</p> <p><u>耕作放棄地再生利用交付金</u></p> <p>1 耕作放棄地の再生・利用のための取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再生利用活動 ②施設等補完整備 ③調査・調整支援 ④指導支援 	<p>(1) 経営対策</p> <p>県単補助金事業</p> <p>○<u>元気のでるみやぎの担い手育成・確保推進交付金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手総合支援推進事業費 (農業経営基盤強化促進事業) (事業実施主体：地域・県担い手協議会) ・青年農業者育成確保推進事業 (事業実施主体：財団法人みやぎ農業担い手基金) <p>(以下国庫関連事業)</p> <p><u>経営体育成支援事業</u> (組替え新規)</p> <p>(整備事業)：担い手育成・確保整備費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規就農者補助 ○融資主体型補助 ○集落営農補助 ※高生産性農業用機械の新規導入 ○共同利用施設補助 ，乾燥調製貯蔵施設・地域食材供給施設等 (整理合理化計画の策定に基づく) <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 (生産局ラインのタイプは存続) <p>○<u>6次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプ</u> (組替え新規)</p> <p>6次産業化を図ろうとする農業法人等(6次産業化法人)が、経営の多角化等を図るために必要な農畜産物販売・提供施設等の整備を国が直接支援します。</p> <p>また、6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等(連携法人)による農業生産に必要な農業用機械等の導入についても、併せて支援します。</p> <p>○<u>戸別所得補償制度(規模拡大加算)</u> (組替え新規)</p> <p>(3) 耕作放棄地再生利用緊急対策(新規)</p> <p><u>耕作放棄地再生利用交付金</u></p> <p>1 耕作放棄地の再生・利用のための取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再生利用活動 ②施設等補完整備 ③調査・調整支援 ④指導支援

平成22年度	平成23年度
<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ○遊休農地解消支援等(ソフト・ハード対応)</p> <p>(4) 企業等農業参入支援 「経営体育成交付金」の「融資主体型補助」に組み替え</p> <p>(5) 農地保有合理化対策 担い手支援農地保有合理化事業 ・小作料一括前払い ・農作業受託料相当額の貸付け ・農業生産法人に対する出資 ・農地の一時貸付後の売渡し ・簡易な土地基盤整備、機械・施設の導入</p> <p>農地保有合理化促進事業 ・農地継承円滑化事業 農地売買円滑化事業 農地貸借円滑化事業</p> <p>農地保有合理化緊急売買促進事業</p> <p>農地保有合理化支援資金</p>	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ○遊休農地解消支援等(ソフト・ハード対応)</p> <p>(4) 企業等農業参入支援 「経営体育成交付金」の「融資主体型補助」に組み替え</p> <p>(5) 農地保有合理化対策 担い手支援農地保有合理化事業 ・小作料一括前払い ・農作業受託料相当額の貸付け ・農業生産法人に対する出資 ・農地の一時貸付後の売渡し ・簡易な土地基盤整備、機械・施設の導入</p> <p>農地保有合理化促進事業 ・農地継承円滑化事業 農地売買円滑化事業 農地貸借円滑化事業</p> <p>農地保有合理化緊急売買促進事業</p> <p>農地保有合理化支援資金</p>

経営体育成支援事業

【平成23年度概算決定額：7,167,635（0）千円】

対策のポイント

新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織の農業用機械の整備等を国が直接支援します。

<背景/課題>

農業の持続的発展を確保しつつ、国民への食料の安定供給を図っていくためには、新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織の多様な経営体を育成・確保していく必要があります。

政策目標

- 新規就農者 2,100人
 - 意欲ある経営体 7,930経営体（うち条件不利地域130経営体）
 - 集落営農組織 1,200経営体
 - 法人経営 150経営体
- を育成（平成26年度）

<主な内容>

新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織など多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械の整備等の経費を国が直接支援します。

1. 一般型

(1) 新規就農者補助事業

新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械等導入の初期投資の軽減を支援します。

（ 補助率：1/2以内（400万円上限）
事業実施主体：地域協議会等 ）

(2) 融資主体型補助事業

意欲ある経営体が融資を主体として農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援します。

（ 補助率：融資残額（3/10上限）
事業実施主体：地域協議会等 ）

(3) 追加的信用供与補助事業

融資主体型補助事業に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：地域協議会等 ）

(4) 集落営農補助事業

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入を支援します。

（ 補助率：1/2以内
事業実施主体：地域協議会等 ）

2. 条件不利地域型

経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援します。

（ 補助率：1/2以内
事業実施主体：地域協議会等 ）

【お問い合わせ先：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））】

経営体育成支援事業(新規)について

現行(平成22年度)

(意欲ある多様な担い手に対する支援)

経営体育成交付金 (間接補助事業)

- 1 新規就農者補助
- 2 融資主体型補助
- 3 追加的信用供与補助
- 4 集落営農補助
- 5 共同利用施設補助

(条件不利地域の経営体に対する支援)

強い農業づくり交付金のうち 特定地域経営支援整備 (間接補助事業)

課題等

新たな「食料・農業・農村基本計画」(H22. 3策定)に掲げる政策課題への対応

新たな人材の育成・確保

意欲ある多様な農業者の育成確保

集落営農の法人化や6次産業化等の取組を推進

農業の持続的発展

平成23年度

- ・意欲ある多様な経営体に対する支援事業の統合
- ・国の直接採択による支援の重点化

経営体育成支援事業(新規) (直接採択事業)

1 一般型

(1)新規就農者補助事業

新規就農者の機械等導入の初期投資の軽減
補助率: 1/2以内(上限400万円)

(2)融資主体型補助事業

経営体の機械等の導入に対する融資残補助
補助率: 融資残額(3/10上限)

(3)追加的信用供与補助事業

融資主体型補助事業に係る融資の信用保証拡大
補助率: 定額

(4)集落営農補助事業

集落営農組織の法人化に必要な機械導入の支援
補助率: 1/2以内

2 条件不利地域型

経営規模の零細な地域等における経営体が共同で利用する機械等の導入を支援

補助率: 1/2以内

6次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプ

＜未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち(基幹)農林漁業者の加工・販売への取組促進＞

【平成23年度概算決定額：564,842(635,721)千円】

対策のポイント

農業経営の6次産業化を推進するため、農業法人等が農業生産だけでなく、加工・流通・販売にわたる経営の多角化に取り組む際に必要となる農畜産物の加工施設や販売・提供施設等の整備を支援します。

＜背景／課題＞

- ・ 農業者が農業生産（原材料の供給）だけでなく、加工・流通・販売に取り組む経営の6次産業化を進め、そこから生じる付加価値を農業経営の中に取り込んでいくことが重要となっています。
- ・ しかしながら、景気が依然として厳しい状況にある中、農業者の所得も低迷しており、融資のみでは加工・販売分野といったリスクが高い新規の投資に踏み切れない農業者が多数存在するという実情にあります。
- ・ このため、地域農業のけん引役を担う農業法人等の6次産業化を支援することにより、個々の農業経営の所得向上のみならず、新たな雇用を創出する等、地域の活性化につながることを期待されます。

政策目標

農村地域における雇用と所得の確保

＜主な内容＞

6次産業化を図ろうとする農業法人等（6次産業化法人）が、経営の多角化等を図るために必要な農畜産物加工施設や農畜産物販売・提供施設等の整備を国が直接支援します。

また、6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等（連携法人）による農業生産に必要な農業用機械等の導入についても、併せて支援します。

補助率：6次産業化法人 1/2以内等
連携法人 1/3以内
(5千万円を上限)
事業実施主体：農業法人等

[お問い合わせ先：経営局構造改善課(03-3501-3768(直))]

詳しく知りたい！

6次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプ

加工機械の導入や販売施設の整備等を支援します！

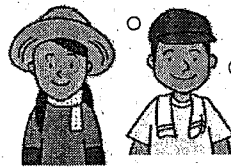
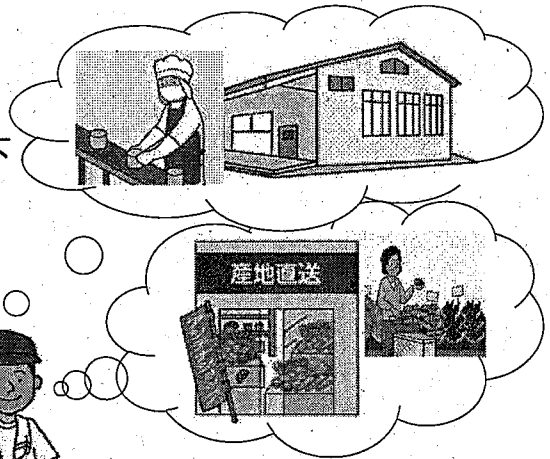
本事業は公募対象事業です。

事業の実施を希望する農業法人等の皆様は、公募期間中に国（地方農政局）に直接申請していただく必要があります。（4ページ「7 公募期間」参照）

1 事業内容

6次産業化法人への支援

農業経営の6次産業化を図る農業法人等（以下「6次産業化法人」といいます。）が加工・流通・販売等についての新たな取組*を行う場合に必要となる機械・施設等の整備を支援します。



連携法人への支援

6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等（以下「連携法人」といいます。）が、6次産業化法人の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備を支援します。（3ページ「6 事業実施例」参照）



*新たな取組とは？

自ら生産した農畜産物等を利用して新たに加工・流通・販売等のいずれか1つ以上に取り組むことをいいます。

また、既に取り組んでいる分野においても、以下に該当する場合等には、新しい取組に準ずるものとして取り扱います。

- ① 既存の取組を拡充するため、生産量の増加又は品質等の向上に取り組む場合
- ② 品目の異なる農畜産物について新たに加工・流通・販売等に取り組む場合

2 支援対象となる経営体

1. 農業経営を行う法人（株式会社、有限会社及び農事組合法人等）※1
2. その他農業者の組織する団体

（代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあるもので、生産から販売までに関して経理の一元化が図られている団体）

実施主体としての要件

以下の1から4までの要件を全て満たす必要があります。
なお、連携法人は5及び6の要件も併せて満たす必要があります。

- 1 構成員に3戸以上の農家を含み、農家が法人又は団体の事業活動を実質的に支配していること。なお、構成員に3戸以上の農家を含まない法人又は団体にあつては、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること
- 2 農業経営を改善するための計画を有していること（農業経営改善計画など）
- 3 農畜産物の生産を行っている※2こと
- 4 中小企業規模※3であり、大企業の子会社でないこと
- 5 6次産業化法人と原料供給等の取引契約を締結していること
- 6 6次産業化法人の子会社でないこと

※1 農業協同組合等は対象外となります。

※2 法人又は団体が自ら生産を行っておらず、加工・販売等部門のみを実施しようとする取組は対象となりません。なお、施設等で使用する原材料等については、原則として自らが概ね50%以上について生産する必要があります。

※3 中小企業規模とは資本金が3億円以下又は従業員数が300人以下のものをいいます。

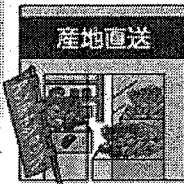
3 整備内容

6次産業化法人が整備する機械・施設等は、以下に例示するものです。

このうち、連携法人が整備する機械・施設等は“生産に関するもの”に限定されま

す。

- ・農畜産物加工施設（野菜カット工場など）
- ・農畜産物販売施設（直売所など）
- ・農畜産物提供施設（農家レストランなど）
- ・高生産性農業用機械施設（田植機、トラクターなど）
- ・簡易土地基盤整備（障害物除去、整地など）
- ・地方農政局長が特に必要と認める機械・施設等



（上記に掲げる機械・施設等については、一定の導入基準がありますのでご注意ください。）

4 補助率

- ・6次産業化法人……2分の1以内（農業用機械は3分の1以内）
- ・連携法人……3分の1以内

なお、どちらの場合も補助することのできる上限額は5千万円です。

5 採択要件

成果目標

次の水準以上の全ての成果目標を自ら設定した上で、事業実施年度から4年度目（平成26年度）までに達成する必要※1があります。

- 1 農業経営に関する売上高が3千万円以上増加するか、売上高の割合が30%以上増加するかのいずれかの高度な目標※2
- 2 雇用者数が、新たに延べ240人・日以上増加する目標
（常時雇用者が1人増加した場合には、240人・日に換算する）
- 3 地域が抱える課題に応じた目標
（耕作放棄地の活用、生産技術の普及、研修生の受け入れなど）

※1 成果目標が達成されず、改善の目処が立たない場合は、事業を中止させることもあります。

※2 「いずれかの高度な目標」とは、例えば以下のように設定することとなります。

- ① 現在の売上高が2千万円の場合、 $3千万 > 30\%$ 増（6百万円）なので、3千万円以上増の目標。
- ② 現在の売上高が2億円の場合、 $3千万 < 30\%$ 増（6千万円）なので、6千万円以上増の目標。

承認基準

事業計画の承認にあたっては、以下のような基準を満たす必要があります。

- ① 事業実施主体の経営経験が5年未満の場合、原則として総事業費は1億円未満であること
- ② 経営状況について、原則として直近3カ年での経常利益の平均が黒字であり、かつ直近年においては債務超過でないこと
- ③ 施設等の利用計画、原材料の仕入計画、商品の販売計画（需要）及び取組における収支計画等が明らかとなっていること
- ④ 施設等の事業費の積算に当たっては、都道府県等で使用される単価を基準に適正な価格により算定すること
- ⑤ 費用対効果分析を行い、投資効率が1.0以上となっていること
等（その他にも複数の承認基準がありますのでご注意ください。）

※ 事業計画書の添付資料として、登記事項証明書、直近3カ年分の決算報告書（必要に応じて親会社の決算報告書や構成員の確定申告書等）、農業生産を行っていることを証明する書類（農地等の取得状況等）、③に関する各計画書、資金調達計画及び地方農政局が必要とする資料等の提出が必要となります。

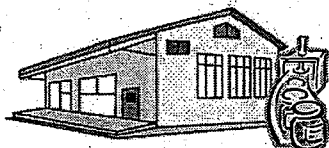
6 事業実施例

◆ 6次産業化法人が連携法人とともに事業を実施する場合



野菜の生産・販売を行う
6次産業化法人

新たに“加工”に挑戦



整備費用: 1億2千万円

5千万円の
助成が可能

連携

（原材料の供給契約を締結）

6次産業化法人が行う施設等の整備と

同一の事業計画により“生産規模を拡大”



整備費用: 1千5百万円

この場合、
合計5千5百万円の
助成が受けられます

5百万円の
助成が可能



野菜の生産を行う連携法人

7 公募期間

公募期間は次のとおりです。申請及び相談はお早めをお願いします。*

平成23年 3月30日(水) ~ 5月13日(金)

- *1 ×切り間際の応募申請では、申請書類の不備等への対応が間に合わないおそれがあります。
- *2 公募結果(補助金交付候補者の選定結果)はすべての応募者に通知しますが、結果の確定までには相当程度の期間を要しますのでご了解ください。

8 手続きの流れ

- ① 6次産業化法人は、公募期間中に、地方農政局を經由して農林水産省経営局長に応募申請を行います。
- ② 農林水産省における公募選定審査委員会の審査を経て、補助金交付候補者を選定します。
- ③ 補助金交付候補者となった6次産業化法人は、地方農政局長に事業実施計画の承認申請を行います。
- ④ 地方農政局長による事業実施計画の承認後、補助金交付決定の手続き等を経て、事業に着工します。なお、事業実施計画は公表されます。
- ⑤ 事業計画の承認年度から目標年度までの4年間、6次産業化法人は成果目標等について自己点検を行い、地方農政局長に報告します。
- ⑥ 地方農政局長は、点検報告について評価を行い6次産業化法人に通知するとともに、必要に応じて改善指導を行うなど適切な措置を講じます。なお、評価は公表されます。

9 申請・お問い合わせ先

6次産業化推進整備事業のうち農業主導タイプの詳細については、所在地に応じて、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

北海道に所在の方は、

経営局 構造改善課経営構造対策室 03-3502-8111(内線 5162)

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に所在の方は、

東北農政局 生産経営流通部構造改善課 022-263-1111(内線 4084)

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県に所在の方は、

関東農政局 生産経営流通部構造改善課 048-600-0600(内線 3386)

新潟県、富山県、石川県、福井県に所在の方は、

北陸農政局 生産経営流通部構造改善課 076-263-2161(内線 3380)

岐阜県、愛知県、三重県に所在の方は、

東海農政局 生産経営流通部構造改善課 052-201-7271(内線 2456)

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県に所在の方は、

近畿農政局 生産経営流通部構造改善課 075-451-9161(内線 2363)

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県に所在の方は、

中国四国農政局 生産経営流通部構造改善課 086-224-4511(内線 2496)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県に所在の方は、

九州農政局 生産経営流通部構造改善課 096-211-9111(内線 4514)

沖縄県に所在の方は、

沖縄総合事務局 農林水産部経営課 098-866-0031(内線 83294)

農業者戸別所得補償制度の本格実施

対策のポイント

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指します。

<背景/課題>

- ・ 我が国の農業は、農業者の平均年齢が66歳と高齢化が急速に進み、この15年間で農業所得が半減するなど、危機的状況にあります。
- ・ 穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要増大、世界各地の異常気象などにより、世界の穀物需給が逼迫していく中で、国内生産力を確保することが重要となっています。
- ・ 安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。

政策目標

自給率向上に資する戦略作物の作付面積を24万ha拡大(平成27年度)

<主な内容>

I 農業者戸別所得補償制度（一部特会） [所要額] 8,003 (5,618) 億円

1 畑作物の所得補償交付金 [所要額] 2,123 億円

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組みとします。

(1) 交付対象者

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、
「集落営農」

(2) 対象作物

麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、
そば、なたね

(3) 交付単価

① 数量払

自給率向上に向けて生産拡大を図る必要があることから、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

○ 平均交付単価

小麦	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/t
二条大麦	5,330円/50kg	でん粉原料用ばいしよ	11,600円/t
六条大麦	5,510円/50kg	そば	15,200円/45kg
はだか麦	7,620円/60kg	なたね	8,470円/60kg
大豆	11,310円/60kg		

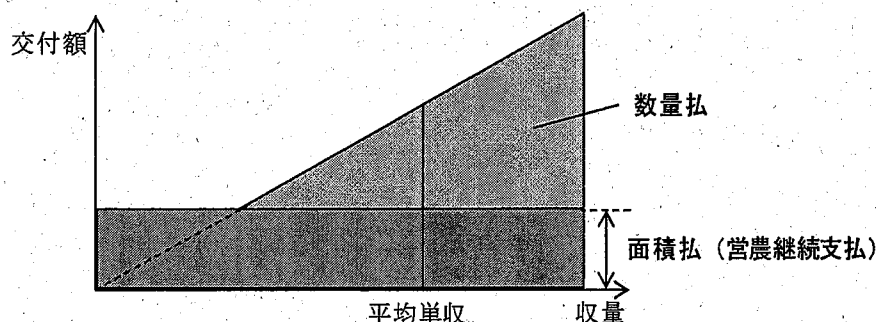
② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価 : 20,000円 / 10a (畑作物共通)

※ 面積払は、前年産の生産面積に基づいて支払います。前年産の生産面積のない者は数量払のみとなります。

○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 交付金の支払いは、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みとなります。

2 水田活用の所得補償交付金

2,284 (2,167) 億円

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

(1) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a

② 二毛作助成 15,000円/10a

水田における主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成します。

③ 耕畜連携助成 13,000円/10a

耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を行う農業者に対して助成します。

(3) 産地資金

地域の実情に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援するため「産地資金」を創設します。

この資金の活用にあたっては、農業者戸別所得補償制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑地を対象とすることも可能とします。

なお、資金枠については、当初要求額430億円に加え、23年産米の生産数量目標配分に伴う特例措置として51億円を増額(総額481億円)します。

3 米の所得補償交付金

1,929 (1,980) 億円

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

米の生産を抑制し、麦、大豆等への転作を進める観点から、標準的な生産費を「経営費+家族労働費の8割」として、標準的な販売価格との差額分を10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価 : 15,000円 / 10a

4 米価変動補てん交付金(平成24年度予算計上)

[所要額] 1,391 (1,391) 億円

米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、米の生産数量目標に従って生産する農業者に対して、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

当年産の販売価格は、出回りから3月までの全国平均の相対取引価格を使用することとし、交付金は翌年度の5~6月頃に支払います。

5 加算措置

[所要額] 150 (0) 億円

(1) 品質加算

(畑作物の所得補償交付金の中で措置)

麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

○ 小麦の品質区分と交付単価

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,450	5,950	5,800	5,740	5,290	4,790	4,640	4,580

※ パン・中華めん用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

○ 大麦・はだか麦の品質区分と交付単価

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦(50kg)	5,390	4,970	4,850	4,800	4,530	4,110	3,980	3,930
六条大麦(50kg)	5,880	5,460	5,330	5,280	4,850	4,430	4,310	4,260
はだか麦(60kg)	7,890	7,390	7,240	7,150	6,320	5,820	5,670	5,590

○ 大豆の品質区分と交付単価

(円/60kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等
一般大豆	12,170円	11,480円	10,800円
特定加工用大豆	10,120円		

特定加工用: 豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

○ てん菜の品質区分と交付単価

(円/t)

品質区分(糖度)	(0.1度ごと)	17.1度	(0.1度ごと)
てん菜	▲62円	6,410円	+62円

○ でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価

(円/t)

品質区分(でん粉含有率)	(0.1%ごと)	18.0%	(0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	▲64円	11,600円	+64円

○ そばの品質区分と交付単価

(円/45kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等	等外・未検査
そば	16,870円	16,160円	15,360円	12,150円

○ なたねの品質区分と交付単価

(円/60kg)

品質区分(品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	8,680円	7,940円

(2) 規模拡大加算

[所要額] 100億円

我が国農業の生産性の向上を図り、競争力を強化するとともに、自給率の向上を図るためには、小規模で分散している農地を面的に集積(連坦化)し、農地の規模拡大を加速することが重要です。このため、農地利用集積円滑化団体を通じて、面的集積(連坦化)がなされた農地に利用権を設定して経営規模の拡大をした場合に、次の額を支払います。

交付単価 : 20,000円 / 10a

※ 特例措置: 戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物(畑)、野菜、果樹等を栽培する農地も交付対象とします。

(3) 再生利用加算

40億円

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、次の額を最長5年間支払います。

	平地	条件不利地
交付単価	20,000円/10a	30,000円/10a

(4) 緑肥輪作加算

10億円

畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合(休閒緑肥)に、その作付面積に応じて次の額を支払います。

交付単価 : 10,000円 / 10a

(5) 集落営農の法人化に対する支援

(農業者戸別所得補償制度推進事業の中で措置)

集落営農を持続性ある経営体へ育成する取組を進めるため、集落営農が法人化した場合に、事務費助成(定額40万円)を行うとともに、集落営農の経理担当者を養成する活動等を支援します。

6 農業者戸別所得補償制度推進事業等

116(80)億円

農業者戸別所得補償制度の実施に必要な、システム開発や直接支払等に要する経費を措置するとともに、生産数量目標の設定、作付面積の確認、農地集積の調整等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

○ 農業者戸別所得補償制度の平均交付単価

<水田>

(千円/10a)

	米・畑作物の所得補償		水田活用の所得補償※ ②	合計 ③=①+②
	基本単価 (数量払)	左の面積換算①		
主食用米	—	15	—	15
小麦	6,360 (円/60kg)	44	35	79
二条大麦	5,330 (円/50kg)	38	35	73
六条大麦	5,510 (円/50kg)	34	35	69
はだか麦	7,620 (円/60kg)	40	35	75
大豆	11,310 (円/60kg)	38	35	73
そば	15,200 (円/45kg)	23	20	43
なたね	8,470 (円/60kg)	32	20	52
飼料作物	—	—	35	35
米粉用米 飼料用米 WCS用稲	—	—	80	80
加工用米	—	—	20	20

※ 地域の判断によって、産地資金により交付単価が上乘せとなる作物がある。

<畑地>

(千円/10a)

	畑作物の所得補償	
	基本単価 (数量払)	左の面積換算
小麦	6,360 (円/60kg)	44
二条大麦	5,330 (円/50kg)	38
六条大麦	5,510 (円/50kg)	34
はだか麦	7,620 (円/60kg)	40
大豆	11,310 (円/60kg)	38
てん菜	6,410 (円/t)	40
でん粉原料用 ばれいしょ	11,600 (円/t)	52
そば	15,200 (円/45kg)	23
なたね	8,470 (円/60kg)	32

II 関連支払

- 1 中山間地域等直接支払交付金 270億円
条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう、農業者に生産条件の不利を補正する交付金を交付します。
- 2 農地・水保全管理支払交付金 [所要額] 285億円
地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路などの長寿命化のための取組を支援します。
- 3 環境保全型農業直接支援対策 [所要額] 48億円
地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を実施します。
- 4 甘味資源作物・国内産糖交付金等 [所要額] 579億円
国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、さとうきび生産者等の経営安定を図るための交付金を交付します。

III 戸別所得補償制度の導入円滑化のための特別対策

- 1 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業 220億円
戸別所得補償制度の本格実施に当たり、戦略作物の生産拡大のための排水条件の改良、老朽化施設の修繕等を緊急に実施します。
- 2 戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業 87億円
戸別所得補償制度の本格実施に当たり、戦略作物の生産拡大のための乾燥調製施設や加工施設の整備等を緊急に実施します。
- 3 鳥獣被害防止総合対策交付金（緊急対策枠） 100億円
戸別所得補償制度の本格実施に当たり、侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を緊急的に支援します。
- 4 糖価調整制度安定化緊急対策交付金 329億円
(独)農畜産業振興機構の砂糖勘定の収支改善を図り、糖価調整制度の安定的な運営を確保するための交付金を交付します。
- 5 戸別所得補償実施円滑化基盤整備（公共） 280億円
戸別所得補償制度の本格実施に当たり、戦略作物の生産拡大のための農地の区画整理、用排水施設等の基盤を整備します。

お問い合わせ先:

I の1,3~6の事業

大臣官房政策課戸別所得補償制度推進チーム

(03-6744-1850(直))

I の2の事業

生産局農業生産支援課 (03-3597-0191(直))

II の3,4、IIIの2~4の事業

生産局総務課 (03-3591-8447(直))

II の1,2、IIIの1,5の事業

農村振興局総務課 (03-3591-6098(直))

規模拡大加算（戸別所得補償制度）（特会）

【平成23年度概算決定額：10,000,000（0）千円】

対策のポイント

農地の面的集積（連坦化）により経営規模を拡大する農業者を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、小規模で分散している農地を集積し、更なる経営規模の拡大を促進することが重要です。
- ・このため、戸別所得補償制度の一環として、面的集積（連坦化）により経営規模を拡大することに対して支援をします。

政策目標

農地の利用集積面積 5万ha（平成23年度）

<主な内容>

戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連坦化）するために利用権を設定した農地の面積に応じて、2万円/10aを支払います（1回限り）。

※ 特例措置

戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず対象とします。

【お問い合わせ先：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））】

水田・畑作経営所得安定対策（特会）

【平成23年度概算決定額：84,226,212（233,041,332）千円】

対策のポイント

水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農家の経営安定を図るため、22年産の販売収入に対して、収入減少影響緩和対策等を措置します。

<背景／課題>

・地域農業を支える意欲のある経営体の経営の安定化により、土地利用型農業の体質を強化し、食料の安定供給を図るため、収入減少影響緩和対策を措置します。

政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

1. 収入減少影響緩和対策（販売収入に対する補てん）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの22年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補てんの原資を負担し、補てんします。

収入減少影響緩和対策 83,819,997（76,403,684）千円

補助率：定額

交付先：22年産対策加入認定農業者または集落営農組織

2. 収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業

対策加入者の生産面積の確定に伴う積立金の払戻し、補てんが行われる際の対策加入者への積立金の払戻しの実施等、対策加入者が納付した積立金を適切に管理します。

収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業 24,487（29,516）千円

委託先：都道府県担い手育成総合支援協議会

3. 水田・畑作経営所得安定対策推進事業

収入減少影響緩和対策の交付金の交付申請等に係る事務が円滑・効率的に進むよう、対策加入者の申請書の一括取りまとめを行う民間団体に対し、交付金の交付申請等に係る説明会の開催等に関する支援を行います。

水田・畑作経営所得安定対策推進事業 114,223（299,473）千円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

【お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-3502-5601（直））】